

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

目次

◇条 例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(人事課)

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(〃)

鳥取県税条例の一部を改正する条例(税務課)

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(会計課)

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例(警務課)
特別職の職員の給与に関する条例及び鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例(監査委員事務局)

鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(広報文書課)

公布された条例のあらまし

◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

一 通勤による傷病に係る退職手当の取扱いの改善

1 職員が通勤による傷病により退職した場合には、次のとおり退職手当を支給することとした。(第四条、第五条関係)

(一) 勤続期間が二十年以上二十五年未満のとき 長期勤続後の退職等の場合の退職手当

(二) 勤続期間が二十五年以上るとき 整理退職等の場合の退職手当

2 職員が通勤による傷病により休職にされた場合の休職期間中は、退職手当支給の基礎となる在職期間から除かないこととした。(第九条関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 長期勤続者に対する退職手当の特例措置

勤続期間が二十年以上で、定年、勲褒等の理由により退職した者等について、昭和四十七年十二月一日の在職者に限って講じている割増措置を、その翌日以降新たに職員となった者についても、当分の間、講ずることとした。(附則第二十九項、第三十一項関係)

三 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、一は、平成三年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用することとした。

◇職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

一 医師の定年を年齢六十五年とする機関に、精神保健センターを加えることとした。

二 この条例は、平成三年十月一日から施行することとした。

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

一 市町村長の認可を受けた地縁による団体に係る法人等に対する県民税の納税義務について規定の整備を行うこととした。(第二十九条関係)

二 資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人等に対する県民税の法人税割の特例税率を現行「百分の六」から「百分の五・八」に引き下げ、その適用期間を平成四年四月一日から平成九年三月三十一日まで五年間延長することとした。(附則第二十七条、附則第二十八条関係)

三 この条例は、平成四年四月一日から施行することとした。ただし、一は、公布の日から施行することとした。

四 所要の経過措置を講ずることとした。

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

一 看護職員修学資金関係

1 県内の病院で、病床が二百床以上のものにおいて、看護職員の業務に引き続き五年間従事したときについても、看護職員修学資金の返還に係る債務を全部免除することができることとした。

2 複数の施設において、引き続き一定の期間以上看護職員の業務に従事したときについても、看護職員修学資金の返還に係る債務を全部免除することができることとした。

二 日雇労働者就職支度金関係

日雇労働者就職支度金の返還に係る債務の免除に関する部分を削除することとした。

三 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、一は、平成三年一月一日以降に看護職員養成施設を卒業した者の看護職員修学資金の返還に係る債務の免除について適用することとした。

◇鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

一 警察官の階級別定員を次のとおり改めることとした。(第二条関係)

階級	定員	
	現行	改正後
警視	四三人	四四人
警部	八四人	八六人
警部補・巡查部長	五〇四人	五二二人
巡查	四八九人	四七八人

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
三 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇特別職の職員の給与に関する条例及び鳥取県監査委員条例の一部

を改正する条例

一 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

監査委員のうち識見を有する者のうちから選任された監査委員（現行 知識経験を有する者のうちから選任された監査委員）に月額二一五、〇〇〇円の報酬を支給することとした。（別表関係）

二 鳥取県監査委員条例の一部改正

1 識見を有する者のうちから選任する常勤の委員の数を一人とすることとした。（第二条関係）

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。（第三条、第十條、第十一條、第十三條関係）

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

一 次の使用料及び手数料について消費税相当額を引き下げることにした。

1 県立保育専門学院の入学料

2 県立病院の分べん料等及び県立看護婦等養成施設の入学料

3 県立歯科衛生専門学校の入学料

4 特別県営住宅の家賃

5 県立高等学校の入学料及び県立幼稚園の入園料

二 この条例は、平成三年十月一日から施行することとした。

条 例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十一号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び二十年」を「並びに二十年」に改め、「期間勤続した者の」の下に「通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び」を加え、「負傷若しくは疾病（以下「傷病」という。）」を「傷病」に、「及び二十五年以上勤続した者の」を「並びに二十五年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び」に改める。

第三条第二項中「以下第五条第一項」を「次条第二項、第五条第一項及び第二項並びに附則第二十九項及び第三十項」に、「同項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に改める。

第四条第二項中「勤続した者で」の下に「、通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し」を加える。

第五条第三項中「勤続した者で」の下に「、通勤による傷病により退職

しを加える。

第六条の見出し中「公務」の下に「又は通勤」を加え、同条中「公務上のもの」の下に「又は通勤によるもの」を加え、「当つては」を「当たつては」に改め、「(昭和四十二年法律第二百一十一号)」を削り、「公務上の災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

第九条第四項中「傷病による休職」の下に「通勤による傷病による休職」を加える。

第十五条第一項第二号中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。
附則に次の三項を加える。

29 当分の間、二十年以上三十五年以下の期間勤続して退職した者又は二十五年未満の期間勤続して附則第六項の規定に該当する退職をした者(条例第三十六号附則第三項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の額は、第七条の規定にかかわらず、第三条から第五条の二までの規定により計算した額にそれぞれ百分の百十を乗じて得た額とする。

30 当分の間、三十五年を超え三十八年以下の期間勤続して退職した者(条例第三十六号附則第四項の規定に該当する者を除く。)で第四条の規定に該当する退職をしたもの(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)に対する退職手当の額は、その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

31 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者(条例第三十六号附則第五項の規定に該当する者を除く。)で第五条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第二十九項の規定の例により計算して得られる額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第二条第二項、第三条第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条及び第九条第四項の規定は、平成三年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十二号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三月鳥取県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 精神保健センター

附 則

この条例は、平成三年十月一日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十三号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第五項中「団地管理組合法人」の下に「並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を加える。

附則第二十七条中「昭和五十二年四月一日から平成四年三月三十一日まで」を「平成四年四月一日から平成九年三月三十一日まで」に、「百分の六」を「百分の五・八」に改める。

附則第二十八条第一項中「六分の一」を「五・八分の〇・八」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第二十九条第五項の改正規定は、公布の日から施行する。

（法人の県民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の鳥取県税条例附則第二十七条及び附則第二十八条の規定は、平成四年四月一日以後に終了する事業年度の法人の県民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の県民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の県民税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度の法人の県民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の県民税については、なお従前の例による。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十四号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例
貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表看護職員修学資金の項免除の条件の欄第四号中「第二号」を「第三号」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄第三号中「第一号に該当する」を「第一号及び第二号に該当する」に改め、同号を同欄第四号とし、

同項中

一 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、一年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間。以下この号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から一年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、次に掲げる施設において看護職員の業務に従事し、引き続き三年間その業務に従事したとき。

イ 県内の施設

(1) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する病院で、病床が二百床未満のもの又は病床のうち精神病床が八十パーセント以上を占めるもの

(2) 医療法第一条の二第二項に規定する診療所

(3) その他看護職員の確保が困難な施設等で、知事が別に定めるもの

ロ 県外の施設

心身障害者福祉協会法第十七条第一

の 務 の 債

を

一 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、一年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間。以下この号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から一年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、次に掲げる施設において看護職員の業務に従事し、引き続き三年間（イの(2)に掲げる施設にあつては、五年間）その業務に従事したとき。

イ 県内の施設

(1) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する病院（以下「病院」という。）で、病床が二百床未満のもの又は病床のうち精神病床が八十パーセント以上を占めるもの

(2) 病院で、病床が二百床以上のもの（病床のうち精神病床が八十パーセント以上を占めるものを除く。）

(3) 医療法第一条の二第二項に規定す

の 務 の 債

に改める。

項第一号に規定する福祉施設

二 第一号に掲げる施設において看護職員の業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなつたとき。

部 全

る診療所

(4) その他看護職員の確保が困難な施設等で、知事が別に定めるもの

ロ 県外の施設

心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）第十七条第一項第一号に規定する福祉施設

二 前号に該当する場合を除き、同号に規定する免許取得後直ちに同号に掲げるいづれかの施設において看護職員の業務に従事し、引き続きその業務に従事した期間（同号イの(2)に掲げる施設にあつては、その業務に従事した期間の六十分の三十六に相当する期間）の合計が三年となつたとき。

三 第一号に掲げる施設において看護職員の業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなつたとき。

部 全

本則の表日雇労働者就職支度金の項を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、平成三年一月一日以降に看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、一年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した者の看護職員修学資金の返還に係る債務の免除について適用し、同日前に当該看護職員養成施設を卒業した者の当該資金の返還に係る債務の免除については、なお従前の例による。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十五号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「四三人」を「四四人」に、「八四人」を「八六六人」に、「五〇四人」を「五二二人」に、「四八九人」を「四七八人」に

改め、同条第二項中「前項に」を「同項に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例及び鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十六号

特別職の職員の給与に関する条例及び鳥取県監査委員条例の一部を

改正する条例

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表監査委員の項中「知識経験を有する者」を「識見を有する者」に改める。

（鳥取県監査委員条例の一部改正）

第二条 鳥取県監査委員条例（昭和二十三年六月鳥取県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 法第九十六條第五項の規定により、識見を有する者のうちから選

任する常勤の委員の数は、一人とする。

第三条中「法第九十九条第三項」を「法第九十九条第四項」に、「六月から十月迄」を「六月から十月まで」に、「但し、都合に依り」を「ただし、都合により」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条 知事、選挙管理委員会、公安委員会、教育委員会その他法令若しくは条例に基づく委員会又は委員は、法第九十九条第九項に基づく監査の結果に関する報告により、その所管する事項のうちに措置すべきものがあつた場合には、委員が別に定めるところにより、委員に当該事項の処理の経過及び結果を報告しなければならない。

第十一条中「基いて」を「基づいて」に、「但し、法第七十五条」を「ただし、法第七十五条第二項及び第三項」に改める。

第十三条中「外」を「ほか」に、「監査委員」を「委員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十七号

鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十三年三月鳥取県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「四千円」を「四千元」に改める。

(鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例(昭和三十三年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「乗じて得た金額」の下に「(別表第一の二及び三のうち消費税法(昭和六十三年法律第八号)第六条第一項の規定により

非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るものにあつては、同表に定める金額)」を加え、「(昭和六十三年法律第八号)」を削る。

第十一条第二項中「四千円」を「四千元」に改める。

(鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例(昭和三十三年三月鳥取県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「四千円」を「四千元」に改める。

(鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第四条 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和四十三年三月鳥取県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表中「二二、三五〇円」を「二二、七〇〇円」に、「二四、一〇〇

円」を「二二、四〇〇円」に、「二六、〇五〇円」を「二五、三〇〇円」に、「二二、八六〇円」を「二二、二〇〇円」に、「二四、四一〇円」

を「三、七〇円」に改める。

(鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正)

第五条 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中一四、一〇〇円」を「四、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成三年十月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】